

# 安芸市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

安芸市教育委員会

## 目 次

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 1. 計画の趣旨・現状              | 1 |
| 2. 目標                    | 2 |
| 3. 計画の期間                 | 2 |
| 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容   | 2 |
| 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて | 4 |

## 1. 計画の趣旨・現状

### (1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定するものである。

教育職員の業務の適正管理及び健康確保を図ることにより、自分自身の能力を発揮し、授業づくりなど学校教育の質を高め、子どもたちの学びをより充実させることを目的とし、安芸市教育振興基本計画に掲げた目標を達成するための、取組の一環として位置付ける。

また、近年、学校教育を取り巻く環境は大きく変化し、児童生徒の多様な課題への対応、保護者対応、地域連携、調査への回答等、学校には複雑かつ困難な業務が求められている。こうした状況の中、教育職員が心身ともに健康で生き生きと教育活動に従事し、その専門性を最大限に発揮するためには、ワーク・ライフ・バランスを確保し、学校における働き方改革を一層推進することが不可欠である。

今後は、本計画に基づき、学校・教育委員会・保護者・地域が一体となって働き方改革を推進し、子どもたちのための教育の質をさらに高めていく。

### (2) 本市の現状

○本市では、令和5年10月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「安芸市立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する安芸市教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】（教員業務支援員配置校）

|      | 年平均       | 月 45 時間を上回る割合 | 月 80 時間を上回る割合 |
|------|-----------|---------------|---------------|
| 小学校  | 月 36.4 時間 | 30.9%         | 3.6%          |
| 中学校  | 月 55.1 時間 | 48.3%         | 16.6%         |
| 小中学校 | 月 45.7 時間 | 36.1%         | 10.1%         |

○時間外在校等時間が45時間を超える割合が小中平均で36.1%と高くなっている。生徒指導や保護者対応に加え、特に中学校では統合初年度の影響や、部活動指導等の業務の負担が大きくなっており、小中学校への教員業務支援員の配置や、部活動の地域展開や外部指導者による指導等により、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○加えて、取組の焦点化と改善のため、在校等時間の客観的把握に加え、教職員の業務負担の要因（授業準備、部活動、校務分掌、保護者対応、文書・調査対応等）について、アンケートやヒアリング等により継続的に把握し、業務改善に反映する。

## 2. 目標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1か月時間外在校時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする
- ・1年間における時間外在校等時間の平均上限時間を年間360時間にする

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする【R5.9～R6.8：約15.6日】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下にする【R6：10.3%】

## 3. 計画の期間

○令和8年度～令和10年度までの3年間

※第3期安芸市教育振興基本計画の終期と合わせ3年間とする

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む

### (1) 「業務3分類」を踏まえた業務の見直し

#### (ア) 学校以外が行うべき業務

#### ◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。また、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

#### ◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、市や警察が行っている見守りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

#### ◆学校徴収金の徴収・管理

- ・すでに公会計化している学校給食費を除く学校徴収金については、口座振替を基本とし、教育委員会と安芸市芸西村共同学校事務室が連携しつつ、安芸市芸西村共同学校事務室長の指揮のもと、各校事務職員を中心に運用する。

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・スクールロイヤー等、学校が専門家等を活用できる環境を充実させることにより、当該苦情等の対応において各学校を支援する。
- ・保護者に取り組の内容について周知し、学校に対する過剰な苦情等を控えるよう促す。
- ・学校・教育委員会における対応方針や留意点を整理し、組織的対応を徹底する。

(イ) 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答

- ・統合型校務支援システムや保護者連絡システム等の機能を活用することによって、学校に発出される調査・統計等への回答に係る事務負担を教育委員会等で軽減する。

◆部活動

- ・国や県の方針等に基づき、原則、休日の全ての部活動の地域展開を推進する。平日の部活動については、ガイドラインの遵守等、活動時間等の適正化を図るとともに、部活動指導員等の配置拡充を進める。

(ウ) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を効果的に配置する。
- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ・教材・様式等の校内共有を進め、個人作業（個業）の縮減と平準化を図る。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等との連携を図り、教育委員会に設置する不登校検討委員会においても支援方法について検討するとともに、随時学校からの相談に応じ、必要な助言・支援を行う。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・校内会議・校内研修は、目的・必要性を整理し、回数・時間の精選を行うとともに、資料の事前共有やオンライン活用等により効率化を図る。

- ・ 定時退校日、最終退勤時刻の明確化、長期休業中の一斉閉庁期間の設定を推進し、勤務時間に対する意識の向上を図る。

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む

- ・ 時間外在校等時間が月 80 時間を超えるなど長時間労働による過労が疑われる職員やストレスチェックにより高ストレスが認められた職員へは、保健管理医等の面接指導を検討するなど必要な取り組みを行う。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ 定時退校日の設置を推進し、長期休業等の期間中に一斉閉校期間の設定を行う。
- ・ ストレスチェックの集団分析結果を活用し、業務の偏りの見直し等、職場環境の改善につなげる。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、安芸市の HP で公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、統合型校務支援システムの勤務状況一覧で把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行う。
- ・ 各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- ・国・県の動向や目標の達成状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行い、取組の充実を図る。